

学生も納付が原則。だけど困ったときは...

学生納付特例制度について

20歳になると国民年金に加入して保険料を納めることとなります。ただし、学生の方は所得が少ないなどの理由で納付が困難な方がいらっしゃると思います。そのような時、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学校は？

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※1）、一部の海外大学の日本分校（※2）です。

※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方に限られます。私立の各種学校については都道府県知事の許可を受けた学校に限られます。

※2 日本国内にある海外大学の分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍する方

所得基準は？

次の式で計算した額以下であること（118万円＋扶養親族等の数×38万円）

承認を受けた期間は？

○未納の期間とは違い、障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。

○10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます。

申請に必要なものは？

- ①年金手帳（または基礎年金番号が分かるもの）
- ②学生証（コピー可）または在学証明書
- ③認印

（ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは経過期間に応じた加算額が上乘せられます。）

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金・遺族基礎年金（受給資格期間）		○	○	×
老齢基礎年金	受給資格期間	○	○	×
	年金額に計算	○	×	×

【問合せ】保険年金課（内線141） 笠間支所市民窓口課（内線72104）
岩間支所市民窓口課（内線73182）

春季全国火災予防運動を 実施します

平成21年度
全国統一
防火標語

『消えるまで
ゆっくり火の元
にらめっ子』

にらめっ子

この運動は、火災が発生しやすい気候となる季節を迎え、市民の皆さんの火災予防思想の1層の普及を図ることによって、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生および財産の損失を防ぐことを目的に、3月1日（月）～3月7日（日）まで実施するものです。

- その場から離れず、離れるときは必ず火を消す
- お出かけ前、お休み前には必ず火の元を確認する
- 大切な命や財産を守るため住宅用火災警報器を設置する
- 日頃からお年寄り宅への声かけを行う

住宅火災にご注意ください！

最近、全国各地で住宅火災により多くの方が亡くなっています。また、笠間市内においても、住宅火災が多数発生しています。この時期は、空気が乾燥し強風等も発生するおそれがあるため、ちよつとした不注意で大火になります。

住宅からの火災による犠牲者をださないために、火を取扱う際は、次の点にご注意ください。

【問合せ】

- 笠間市消防本部 予防課
TEL 0296-773-0119
- 笠間消防署
TEL 0296-778-0119
- 友部消防署
TEL 0299-45-0119
- 岩間消防署
TEL 0299-45-0119



らくようかん 楽腰館 + 東平鍼灸接骨院

笠間市東平2丁目12番8号
TEL 0296-77-9939
休診日/木曜日

県立中央病院通り沿い

- 往療可
- 急患受付
- 通院送迎実施中

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～ 8:30	○	○	○	/	○	○	○

土・日 診療中！